

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月29日

【会社名】 株式会社ジャックス

【英訳名】 JACCS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 村上 亮

【本店の所在の場所】 北海道函館市若松町2番5号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【電話番号】 03-5448-1311 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 中澤 辰生

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号

【電話番号】 03-5448-1311 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 中澤 辰生

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャックス 本部
(東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号)
株式会社ジャックス 札幌支店
(北海道札幌市中央区北一条西六丁目1番地2)
株式会社ジャックス 福岡支店
(福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目21番28号)
株式会社ジャックス 大宮支店
(埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16)
株式会社ジャックス 東京支店
(東京都渋谷区笹塚一丁目50番1号)
株式会社ジャックス 千葉支店
(千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番)
株式会社ジャックス 横浜支店
(神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号)
株式会社ジャックス 名古屋支店
(愛知県名古屋市中区栄二丁目3番1号)
株式会社ジャックス 大阪支店
(大阪府大阪市中央区伏見町四丁目1番1号)
株式会社ジャックス 神戸支店
(兵庫県神戸市中央区雲井通四丁目2番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 印は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

2026年6月25日開催の当社第95期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金100円 4,477,727,800円

効力発生日 2026年6月26日

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役として、山崎徹、村上亮、末弘昭仁、小林一郎、瀬川和彦、中澤辰生、岩瀬豪、鈴木政士、岡田恭子、三瓶博二、下森右子を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権・無効の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権・無効(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|-------|---------|--------|----------|------|----------------|
| 第1号議案 | 375,576 | 933 | 20 | (注)1 | 可決 99.75% |
| 第2号議案 | | | | | |
| 山崎 徹 | 369,416 | 7,092 | 17 | (注)2 | 可決 98.11% |
| 村上 亮 | 352,512 | 23,997 | 17 | (注)2 | 可決 93.62% |
| 末弘 昭仁 | 363,509 | 13,015 | 2 | (注)2 | 可決 96.54% |
| 小林 一郎 | 373,241 | 3,284 | 2 | (注)2 | 可決 99.13% |
| 瀬川 和彦 | 373,390 | 3,135 | 2 | (注)2 | 可決 99.17% |
| 中澤 辰生 | 373,217 | 3,308 | 2 | (注)2 | 可決 99.12% |
| 岩瀬 豪 | 373,315 | 3,210 | 2 | (注)2 | 可決 99.15% |
| 鈴木 政士 | 374,027 | 2,499 | 2 | (注)2 | 可決 99.34% |
| 岡田 恭子 | 373,857 | 2,669 | 2 | (注)2 | 可決 99.29% |
| 三瓶 博二 | 373,227 | 3,298 | 2 | (注)2 | 可決 99.12% |
| 下森 右子 | 374,104 | 2,422 | 2 | (注)2 | 可決 99.36% |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上